

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 金融監督の目的は、<u>信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある</u>（銀行法（以下「法」という。）第1条参照）。</p> <p>(2) 金融庁としては、<u>明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u> このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。 また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【本編】</p> <p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融検査・監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 金融検査・監督の目的は、<u>信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することにある</u>（銀行法（以下「法」という。）第1条参照）。</p> <p>(2) 金融庁としては、<u>発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u> このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。 また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーの<u>充実を継続的に</u>推進することも重要である。</p> <p><u>(3) 行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、金融機関において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。</u> 金融庁としては、各金融機関の規模・特性や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>事前に予防し、併せて、対話等を通じ金融機関によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p><u>（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」</u> <u>（平成30年6月29日）</u></p> <p><u>（4）金融機関の検査・監督に携わる職員は、（1）から（3）の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>① 国民からの負託と職務倫理の保持</u> <u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、I-1（1）における金融検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを旨とする。</u></p> <p><u>② 綱紀・品位、秘密の保持</u> <u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p><u>③ 大局的かつ中長期的な視点</u> <u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p> <p><u>④ 公正性・公平性</u> <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各金融機関の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の金融機関等と、日本において営業を行っている外国金融機関の支店又は外国法人の子会社である金融機関等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p><u>⑤ 金融機関の自主的努力の尊重</u> <u>金融検査・監督の目的を達成するためには、金融機関による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である金融機関の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方</p> <p>I-2-1 監督部局の役割</p> <p>我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</p> <p>具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求め等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の</p>	<p>する。</p> <p>⑥ 自己研鑽 <u>諸外国を含む金融に関する諸規制や金融機関の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各金融機関固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p>⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携 <u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</u></p> <p><u>特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。</u></p> <p><u>I-2-2 監督事務の基本的考え方</u></p> <p><u>上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p><u>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u></p> <p><u>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p><u>② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</u></p> <p><u>(2) 金融機関との十分な意思疎通の確保</u></p> <p><u>金融監督に当たっては、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、金融機関からの報告に加え、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>には、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) <u>金融機関の自主的な努力の尊重</u> <u>監督当局は、私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>効率的・効果的な監督事務の確保</u> <u>監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u> <u>既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u> <u>また、金融機関の小規模な営業所等に関して、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p><u>(参考) 金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）（平成17年9月2日、様式・参考資料編 資料1）</u></p> <p>I-3 監督指針策定の趣旨</p>	<p>I-2 中小・地域金融機関向け監督指針策定の趣旨</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I-3-1 監督指針策定の経緯</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）を踏まえ、中小・地域金融機関（注）の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、平成15年3月に公表された。</p> <p>同プログラムにおいては、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（以下「本監督指針」という。）を策定するとともに、ルールの特化を図る」こととされた。</p> <p>これを踏まえ、本監督指針を策定することとしたものである。</p> <p>（注）中小・地域金融機関については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告を踏まえ、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合とする。なお、本監督指針においては、労働金庫についても規定している。</p> <p>（参考）リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15年3月29日、様式・参考資料編 資料2）</p>	<p>(1) 中小・地域金融機関向け監督指針を巡るこれまでの経緯</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）を踏まえ、中小・地域金融機関（注）の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、平成15年3月に公表された。</p> <p>同プログラムにおいては、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（以下「本監督指針」という。）を策定するとともに、ルールの特化を図る」こととされた。</p> <p>これを踏まえ、本監督指針を策定することとしたものである。</p> <p>（注）中小・地域金融機関については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告を踏まえ、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合とする。なお、本監督指針においては、労働金庫についても規定している。</p> <p>（参考）リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15年3月29日、様式・参考資料編 資料2）</p>
<p>I-3-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>本監督指針策定の趣旨については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告において、以下のとおりとされている。</p> <p>① 中小・地域金融機関の業務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている ・中小企業又は個人を主要な融資対象としている <p>等の基本的特性を有しており、リレーションシップバンキング、すなわち、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することに</p>	<p>(2) 中小・地域金融機関向け監督指針策定の趣旨</p> <p>本監督指針策定の趣旨については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告において、以下のとおりとされている。</p> <p>① 中小・地域金融機関の業務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている ・中小企業又は個人を主要な融資対象としている <p>等の基本的特性を有しており、リレーションシップバンキング、すなわち、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することに</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>より顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルを展開している。</p> <p>② 本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根差した情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。</p> <p>③ 一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性（サステナビリティ）の確保を図る必要があると考えられる。</p> <p>④ さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいため、相対的にガバナンスが弱いのではないか等の指摘があること ・ 中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例をみると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること <p>等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。</p> <p>⑤ 以上の点を踏まえれば、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営（マネジメント）の質、地域社会や取引先企業へのコミットメント（地域貢献）が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も</p>	<p>より顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルを展開している。</p> <p>② 本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根差した情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。</p> <p>③ 一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性（サステナビリティ）の確保を図る必要があると考えられる。</p> <p>④ さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいため、相対的にガバナンスが弱いのではないか等の指摘があること ・ 中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例をみると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること <p>等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。</p> <p>⑤ 以上の点を踏まえれば、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営（マネジメント）の質、地域社会や取引先企業へのコミットメント（地域貢献）が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要であると考えられる。</p> <p>（新設）</p>	<p>取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要であると考えられる。</p> <p>（3） 検査・監督の見直しを踏まえた監督指針の改訂</p> <p><u>平成 20 年には、サブプライムローン問題を発端としたアメリカ大手投資銀行の破綻や、これに連鎖したグローバルな金融危機の発生等の混乱が生じたものの、我が国の金融市場は概ね安定的に推移してきた。しかしながら、その後、少子高齢化による国内市場の縮小や世界的な低金利環境の継続、技術革新を通じた新たな競争等により、金融機関の経営環境は厳しさを増し、また、金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速している。こうした環境変化の下で、金融機関においては、自らの創意工夫により、持続可能なビジネスモデルを構築し将来にわたる健全性を確保し、また、将来を見据えた適切なコンプライアンス・リスク管理態勢を構築すること等の必要性がこれまで以上に高まっている。</u></p> <p><u>金融庁においても、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の際の蓋然性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。</u></p> <p><u>平成 30 年 6 月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定し、ここにおいて、金融機関のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。</u></p> <p><u>また、同年 7 月には、金融機関の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。</u></p> <p><u>こうした見直しの一環として、令和●年●月に、金融検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている等金融機関の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行った。こうした点については、今後も引</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I-3-3 監督指針の位置付け</p> <p>(1) <u>本監督指針においては、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。</u> <u>また、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の監督事務を実施するものとする。 また、金融庁担当課室にあっても同様の取扱いとする。 その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</p> <p>I-3-4 「<u>主要行等向けの総合的な監督指針</u>」との関係</p> <p>I-3-4-1 「<u>主要行等向けの総合的な監督指針</u>」の位置付け</p> <p>主要行等（注）は、規模が非常に大きく我が国経済に大きな影響力を有し国際的な金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準の金融サ</p>	<p><u>き続き検討していく。</u></p> <p>I-3 中小・地域金融機関向け監督指針の位置付け</p> <p>(1) <u>本監督指針は、中小・地域金融機関の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</u></p> <p>(2) <u>金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、金融機関に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p> <p>(3) 財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の<u>検査・監督</u>事務を実施するものとする。 また、金融庁担当課室にあっても同様の取扱いとする。 その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</p> <p>I-4 他の監督指針等との関係</p> <p>I-4-1 「<u>主要行等向けの総合的な監督指針</u>」との関係</p> <p>(1) <u>主要行等（注）は、規模が非常に大きく我が国経済に大きな影響力を有し国際的な金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>一ビスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる。</p> <p>このためには、主要行等は、金融仲介において不可欠な要素であるリスク管理について特に高度な対応を行うとともに、利用者利便と国際競争力の向上を目指し、業態に相応しい適切な経営管理（ガバナンス）を行うことが必要である。</p> <p>このような考え方にに基づき、平成 17 年 10 月、主要行等の監督事務に関し、従来の事務ガイドライン及び本監督指針の内容も踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」が策定・公表された。</p> <p>（注）主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指すが、同監督指針においては、事務の便宜上、①長期信用銀行、②外国銀行支店、③信託兼営銀行等についても規定している。</p> <p><u>I-3-4-2 「主要行等向けの総合的な監督指針」の規定の準用について</u></p> <p>「主要行等向けの総合的な監督指針」は基本的に主要行等を対象とするものであるが、中小・地域金融機関についても、以下、個別項目において言及している場合を含め、その業務や活動範囲（海外に営業拠点を有する場合など）、リスク管理態勢の状況等に応じて必要がある場合には、適宜同監督指針を参照し、これに準拠することとする。</p> <p><u>I-3-5 その他の監督指針等との関係</u></p> <p><u>I-3-5-1 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」との関係</u></p> <p><u>（1）検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。</u></p> <p><u>（2）監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサ</u></p>	<p>の金融サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる。</p> <p>このためには、主要行等は、金融仲介において不可欠な要素であるリスク管理について特に高度な対応を行うとともに、利用者利便と国際競争力の向上を目指し、業態に相応しい適切な経営管理（ガバナンス）を行うことが必要である。</p> <p>このような考え方にに基づき、平成 17 年 10 月、主要行等の監督事務に関し、従来の事務ガイドライン及び本監督指針の内容も踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」が策定・公表された。</p> <p>（注）主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指すが、同監督指針においては、事務の便宜上、①長期信用銀行、②外国銀行支店、③信託兼営銀行等についても規定している。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（2）「主要行等向けの総合的な監督指針」は基本的に主要行等を対象とするものであるが、中小・地域金融機関についても、以下、個別項目において言及している場合を含め、その業務や活動範囲（海外に営業拠点を有する場合など）、リスク管理態勢の状況等に応じて必要がある場合には、適宜同監督指針を参照し、これに準拠することとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>イト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、金融機関経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、</u></p> <p><u>① 検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。</u></p> <p><u>② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、金融機関に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。</u></p> <p><u>（３）こうしたことから、監督部局の職員（特に財務局の職員）向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。</u></p> <p><u>I-3-5-2 「金融コングロマリット監督指針」との関係</u></p> <p><u>（１）銀行持株会社の監督指針については、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とする。</u></p> <p><u>（２）なお、金融コングロマリット監督指針の対象は銀行持株会社に限定されおらず、同指針の監督上の着眼点等は必ずしも銀行持株会社の特性を十分考慮したものとはなっていないものもあること、また、本監督指針の銀行に係る部分も必ずしも持株会社に必要な規定を網羅していないことから、銀行持株会社特有の留意事項等については、本監督指針の銀行持株会社に関する部分（Ⅲ-4-11）において補足して規定している。</u></p> <p><u>I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係</u></p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>I-4-2 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法等に基づき公的資本増強等を受けた金融機関等に対するフォローアップとの関係</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期健全化法及び預金保険法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記(1)のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（I-2-2(4)参照）。</p> <p>(3) (略)</p> <p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理（ガバナンス）</p> <p>II-1-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(参考) 経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>① <u>金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」（平成11年7月）</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>II-1-3 監督手法 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期健全化法及び預金保険法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記(1)のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>II 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理（ガバナンス）</p> <p>II-1-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(参考) 経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>(削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>II-1-3 監督手法 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>検証することとする。</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング ① <u>総合的なヒアリング</u>（Ⅲ-1-1-2（3）②参照） 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役（会）の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>② <u>トップヒアリング</u>（Ⅲ-1-1-2（3）③参照） トップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこととする。</p> <p>③ <u>内部監査ヒアリング等</u>（Ⅲ-1-1-2（3）④参照） 内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。 また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役及び会計監査人に対してもヒアリングを実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ-2-2 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～④ (略)</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p>検証することとする。</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング ① <u>総合的なヒアリング</u> 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役（会）の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>② <u>トップヒアリング</u> トップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこととする。</p> <p>③ <u>内部監査ヒアリング等</u> 内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。 また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役及び会計監査人に対してもヒアリングを実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ-2-2 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 （１）～（９） （略）</p> <p><u>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 （１）～（９） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点 （１）～（３） （略）</p> <p><u>（注１）着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点 （１）～（３） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p><u>（注２）</u> （略）</p>	<p>（注） （略）</p>
<p>Ⅱ－２－６ 流動性リスク</p> <p>Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点 （略） （１）～（５） （略）</p> <p><u>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p>Ⅱ－２－６ 流動性リスク</p> <p>Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点 （略） （１）～（５） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 全行的な内部管理態勢の確立 ①～③ (略)</p> <p>④ 説明態勢 経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか（Ⅱ－３－２－１－２（5）を参照）。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p><u>(4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応</u> <u>平成12年4月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。</u> <u>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</u> ① <u>ひな型廃止と新銀行取引約定書の導入の趣旨等について、既存の顧客にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。</u> ② <u>従来の銀行取引約定書を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差し替えに応じる態勢が整備されているか。</u> ③ <u>なお、新銀行取引約定書を導入しないこととしている場合には、顧客から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的合理的理由について説明する態勢が整備されているか。</u> <u>(参考) (略)</u></p> <p>(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行</p>	<p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 全行的な内部管理態勢の確立 ①～③ (略)</p> <p>④ 説明態勢 経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか（Ⅱ－３－２－１－２（4）を参照）。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み (略)</p> <p>(5) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(7) 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みや苦情が多く寄せられる商品、取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。</p> <p>また、説明態勢の改善に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当該取組みの効果を確認することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に、Ⅱ-3-2-1-2 (6) (取引関係の見直し等の場合の対応) に関する苦情等の取扱体制の実効性やⅡ-3-2-6-2 (苦情等対処に関する内部管理態勢の確立) に留意する。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止 （略）</p> <p>Ⅱ-3-2-4 外部委託</p> <p>Ⅱ-3-2-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。</p>	<p>の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(6) 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みや苦情が多く寄せられる商品、取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。</p> <p>また、説明態勢の改善に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当該取組みの効果を確認することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に、Ⅱ-3-2-1-2 (5) (取引関係の見直し等の場合の対応) に関する苦情等の取扱体制の実効性やⅡ-3-2-6-2 (苦情等対処に関する内部管理態勢の確立) に留意する。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>(7) 不公正取引との誤認防止 （略）</p> <p>Ⅱ-3-2-4 外部委託</p> <p>Ⅱ-3-2-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>② 委託先の選定 銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を <u>行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財 務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等 の観点から、委託先の選定を行っているか。</u></p> <p>⑥ 情報提供 <u>委託業務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポート に加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。</u></p> <p>⑧ 緊急対応 委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、銀行業務 に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に 対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されている か。</p> <p>Ⅱ－３－３ 事務リスク</p> <p>Ⅱ－３－３－１ 意義 事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正 等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リス クに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信 頼性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり 同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されて いるか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、 最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。 職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等 についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じ ているか。</u></p>	<p>② 委託先の選定 銀行経営の合理性や銀行のレピュテーション等の観点から問題ない か等の観点から、委託先の選定を行っているか。</p> <p>⑥ 情報提供 <u>業務の重要性に応じて、委託業務の履行状況等に関し、委託先から 必要かつ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。</u></p> <p>⑧ 緊急対応 委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、銀行業務 に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、<u>業務の 重要性に応じて、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な 態勢等が整備されているか。</u></p> <p>Ⅱ－３－３ 事務リスク</p> <p>Ⅱ－３－３－１ 意義 事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正 等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リス クに係る<u>役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全 かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>（参考）派遣社員に係る管理態勢の強化について（要請）（平成 17 年 11 月 30 日）</u></p> <p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>（参考）預金等受入金融機関に係る検査マニュアル</u> <u>「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。</u></p> <p>Ⅱ－3－4－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>また、金融機関のIT戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略をIT戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、ITと経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「ITガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。</u></p> <p><u>（参考）金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年6月）</u></p> <p>Ⅱ－3－4－1－2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ金融検査マニュアルを参照。</u> (参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－６ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅱ－３－６－１ 意義</p> <p>Ⅱ－３－６－１－１ システム統合リスク</p> <p>銀行のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、銀行業務におけるＩＴ（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。 特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。 <u>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「<u>システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</u>」（平成14年12月）に示されているところによるが、以下は、銀行の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、</p>	<p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u> (参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－６ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅱ－３－６－１ 意義</p> <p>Ⅱ－３－６－１－１ システム統合リスク</p> <p>銀行のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、銀行業務におけるＩＴ（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。 特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。 <u>(参考) 金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年6月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」</u></p> <p>①、② (略)</p> <p>Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「<u>金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理</u>」（令和元年6月）別添「<u>システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）</u>」に示されているところ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－５－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(略)</p> <p>(注2) 仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」2. 検証ポイント及び監督指針Ⅲ－４－９－４－３リスク管理債権額の開示を参照のこと。）。</p> <p>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応</p> <p>各金融機関における地域密着型金融の取組みの検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、地域の中小企業等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する中小企業庁、経済産業局等の関係省庁等と中央・地方両レベルで連</p>	<p>によるが、以下は、銀行の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－５－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(略)</p> <p>(注2) 仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（Ⅲ－４－９－４－３リスク管理債権額の開示を参照のこと。）。</p> <p>Ⅱ－５－４ 監督手法・対応</p> <p>各金融機関における地域密着型金融の取組みの検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、地域の中小企業等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する中小企業庁、経済産業局等の関係省庁等と中央・地方両レベルで連</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>携強化を図っていくものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、<u>金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論・評価する会議（いわゆるシンポジウム）を、年1回以上開催する。あわせて、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、年1回、顕彰を実施する。</u></p> <p>Ⅱ－11－2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。 また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－10－2参照）。</p> <p>(注) Ⅱ－3－2－1－2 (1)、(2)、(3)、(6)、(7) も参照のこと。</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>携強化を図っていくものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、<u>各財務局等において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施する。</u></p> <p>Ⅱ－11－2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。 また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－10－2参照）。</p> <p>(注) Ⅱ－3－2－1－2 (1)、(2)、(3)、(5)、(6) も参照のこと。</p> <p>Ⅲ <u>銀行の検査・監督</u>に係る事務処理上の留意点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</u></p> <p><u>前述（Ⅰ－１（１））の金融検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、銀行に対し、個々の銀行の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</u></p> <p><u>このため、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各行がどのようにしてビジネスモデルの構築、金融仲介機能の発揮、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどのようなガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各行がこれらのリスク等をどのように認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</u></p> <p><u>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各行が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、銀行自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各行の取組みを促していく。</u></p> <p><u>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 26 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅱ－５）の発動等を検討することとする。</u></p> <p><u>さらに、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</u></p> <p><u>（１）銀行との十分な意思疎通の確保</u></p> <p><u>検査・監督に当たっては、銀行の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、金融庁においては、銀行からの報告に加え、銀行との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む銀行の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、銀行との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要が</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>ある。</p> <p><u>(2) 銀行の自主的な努力の尊重</u> 金融庁は、私企業である銀行の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、銀行の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</p> <p><u>(3) 効率的・効果的な監督事務の確保</u> 金融庁及び銀行の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、銀行の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、銀行に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。 既報告や資料提出等については、銀行の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、銀行の意見を十分にヒアリングすることに留意する。 また、銀行の小規模な営業所等に関して、銀行に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</p> <p><u>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</u> 我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。 こうした複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>かかる特性を踏まえれば、銀行グループにおいては、個別の銀行の健全性等を確保するのみならず、銀行グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行う。また、銀行が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、銀行主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、銀行に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証するものとする。</u></p> <p><u>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</u></p> <p>Ⅲ－１－１ 検査・監督事務の進め方</p> <p><u>銀行の検査・監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各行の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各行に必要な改善を促していくことにある。</u></p> <p><u>また、限られた行政資源を効果的に活用する観点からも、これらの実施に当たっては、我が国の金融システム全体の安定確保や金融仲介機能の発揮等の観点から銀行を巡る環境変化を的確に把握するとともに、各行における個別の状況についても、モニタリング・データや随時のヒアリング等の結果を踏まえ将来を見据えた分析を行い、機動的に優先順位を判断し、重点的な課題の性質に応じて、時間軸を意識した対応を行うことが求められる。</u></p> <p><u>例えば、収益上の深刻な課題や健全性の問題、あるいはコンプライアンス上の重大な問題を抱える銀行については、比較的短い時間軸の中で、経営の改善に向け早急に対応することが必要である。このような場合においては、オンサイトを含めた機動的なモニタリングを活用し、当該問題の詳細やその根本的な原因を検証し、当局が考える要改善事項を明確に示した上で、各行</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１ <u>一般的な事務処理</u></p>	<p><u>に対し具体的な改善を求めることとなる。</u></p> <p><u>他方、こうした課題・問題を抱えていない銀行については、金融仲介機能等を適切かつ継続的に発揮し、これを通じて将来にわたる経営基盤や健全性を確保する観点から、社外取締役を含む取締役会をはじめとするガバナンスが有効に機能し、経営陣が的確な現状分析に基づいた実現可能性ある経営戦略・計画を策定・実行していくことが必要である。こうした銀行に対しては、将来の見通しや改善に必要な時間等の「時間軸」をしっかりと意識しつつ、経営陣等と経営やガバナンス等について深度ある対話を行っていくことを通じて、銀行の取組みを促し、改善状況を注視していく。</u></p> <p>Ⅲ－１－２ <u>検査・監督事務の具体的手法</u></p> <p><u>(１) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</u></p> <p><u>金融庁は、各行の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。</u></p> <p><u>モニタリング手法の使い分けについては、各行の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・銀行側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、行内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 25 条に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</u></p> <p><u>(２) 具体的手法</u></p> <p><u>① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為</u></p> <p><u>イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握）</u></p> <p><u>金融庁は、各行の特性や課題の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、銀行を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各行の対応状況について把握することも含まれる。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の銀行の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。</u></p> <p><u>こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとられるものではないが、例えば以下のような視点で取組みを行っていく。</u></p> <p>a. マクロの視点</p> <p><u>経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各行や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、関係省庁等と連携し、一般事業者を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（SDGsへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。</u></p> <p><u>こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がり</u>の分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。</p> <p>b. ミクロの視点</p> <p><u>銀行との実効性のある対話等を実現するためには、各行固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、銀行が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのため、例えば次のような、当該銀行やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること（金融仲介の機能発揮に関する戦略及び状況についての情報を含む）</u> ・ <u>決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向や金融仲介機能の発揮の状況等について随時ヒアリングを行うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>銀行自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと</u> ・ <u>銀行の顧客特性・産業特性についての理解を高めるため、事業者や地域の関係者等と意見交換を行うこと</u> ・ <u>金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報や、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること</u> <p><u>上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、銀行のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、銀行を巡る環境変化による影響について把握する。</u></p> <p>ロ. <u>優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定</u></p> <p><u>上記情報収集・特性把握を通じて特定された各行の課題や業態等に共通する横断的な課題については、銀行の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度当初に金融行政方針等で設定・公表する。</u></p> <p><u>次に、各行特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、銀行が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて立入検査とそれ以外のモニタリング手法、各行のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。</u></p> <p><u>なお、立入検査については、従来のように一定期間ごとに実施</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p> <u>するのではなく、一連のモニタリングプロセスにおける実態把握のための手法の一つと位置付けられる。但し、長期間立入検査が実施されていない場合には、当局の予見困難な問題事象が生じている可能性が相対的に高まっていることも考えられ、そのことがリスク要素の一つとも捉えられる。</u> <u>また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。</u> </p> <p> ② 各行の詳細な実態把握 <u>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各行の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。</u> <u>また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど銀行の負担軽減に配慮する。</u> <u>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</u> <u>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、銀行に対して丁寧に説明していく。</u> </p> <p> イ. 各種ヒアリング <u>優先課題について銀行との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各支店の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。</u> <u>なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、銀行が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。</u> </p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>また、こうした各種ヒアリングの一環として、銀行の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。</u></p> <p>ロ. <u>任意の資料提出依頼</u></p> <p><u>銀行の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、銀行に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった銀行に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の銀行を対象とする場合は、各行の特性・置かれた環境にも十分留意する。</u></p> <p>ハ. <u>法第 24 条に基づく報告徴求</u></p> <p><u>必要が認められる場合には法第 24 条に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、銀行に対して丁寧に説明する。</u></p> <p>二. <u>法第 25 条に基づく立入検査</u></p> <p><u>足下の健全性・適切性等について検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 25 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく銀行の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</u></p> <p><u>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙●「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日と原則として同日付けで、銀行に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 24 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式 II - 1 - 3 - 3 (2) を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、個々に</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。</u></p> <p>③ 対話</p> <p><u>対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、銀行の経営や金融仲介機能の発揮の状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。</u></p> <p><u>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、銀行が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、銀行側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</u></p> <p><u>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各行と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</u></p> <p><u>イ. 当局による実態把握において、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生が蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、銀行自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と銀行との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各行の対応方針を確認する。</u></p> <p><u>ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない銀行については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各行の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各行の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、銀行自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、銀行との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>④ <u>多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ</u> <u>上記のとおり、金融庁が銀行に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・銀行側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、金融庁としては、各行における課題や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、銀行自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組みを各行の有する課題に即してフィードバックを行うことで、当局・銀行間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、各行の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。</u> ・ <u>銀行が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組み、金融仲介機能の発揮状況といった情報は、銀行と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、銀行による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。</u> ・ <u>各行の課題が金融仲介や顧客利便といった分野である場合は、当局・銀行間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・銀行間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。</u> ・ <u>必要に応じ、金融庁が、銀行以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、銀行の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。</u> <p>⑤ <u>モニタリング結果を踏まえた対応</u> <u>上記の金融モニタリング結果の還元については、従来の「検査結</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１－１ 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ</p> <p><u>銀行監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。</u></p>	<p><u>果通知」の形式に捉われることなく、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。</u></p> <p><u>例えば、以下のような形で銀行に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。</u></p> <p><u>イ. 通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。</u></p> <p><u>ロ. 立入検査を実施した際には、原則として、その都度、結果の還元を行う。その方法は、把握した事象や立入検査の内容により様々であるが、例えば、軽微な事象や上記③ロのような対応を行う項目については「講評」や「当局所見」のような形で、あるいは、重大な事象については「検査結果通知」のような形で行う。</u></p> <p><u>ハ. 業界共通の課題については、上記「イ」又は「ロ」のほか、金融レポート等で公表する。</u></p> <p><u>モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別銀行限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅲ－２（２）①イのプロセス等を通じて、次期の金融行政方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりを踏まえた当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【情報源の具体例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検査結果 ② 銀行からの報告資料（財務情報、行政報告資料等） ③ 経営陣、監査役、担当者等からのヒアリング内容 ④ 公開情報（投資家向け開示資料、報道等） ⑤ 利用者からの苦情、投書等 ⑥ 他の金融機関、関係機関、業界団体等からの情報 ⑦ その他銀行の経営に関し入手した一切の情報 <p>情報の収集</p> <p>↓</p> <p>情報の整理・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース（各銀行別）の整備 ・当該銀行の経営状況に関する多面的な分析・評価 <p>↓</p> <p>問題点の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果に基づく当該銀行の問題点の的確な把握 ・必要に応じ、報告徴求命令に基づく事実確認 <p>↓</p> <p>問題点の改善促進 (必要に応じ) 監督上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該銀行に対する問題点の指摘 ・改善に向けた取組みの促進 ・必要に応じ、以下の対応 <ul style="list-style-type: none"> －改善方策に関する報告徴求命令 －業務改善命令、早期是正措置 －業務停止命令、取締役等の解任命令、免許の取消 <p>↓</p> <p>フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置も検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除 	
<p>Ⅲ－１－１－２ <u>主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</u></p> <p><u>主なオフサイト・モニタリングは、別紙２の年間スケジュールを目途に行うものとする。</u></p> <p><u>各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。</u></p> <p>(１) <u>本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表</u></p> <p><u>監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定</u></p>	<p>(削除)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>(2) <u>財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元</u> <u>銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を踏まえ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、銀行に適時に還元することを通じて、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u></p> <p>(3) <u>定期的なヒアリング</u> <u>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</u> <u>なお、各財務局は創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>① <u>決算ヒアリング</u> <u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>② <u>総合的なヒアリング</u> <u>銀行の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、地域密着型金融への取組み状況等について年に2回（6月及び12月頃を目途）、ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>③ <u>トップヒアリング</u> <u>財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識、地域密着型金融への取組み方針等、経営上の重要課題について、年2回（8～9月及び2～3月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>④ <u>内部監査ヒアリング</u> <u>銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年1回（原則として4月頃を目途とするが、それ以外の時期に行うことを妨げない。）ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査の体制、監査計画の立案状況、</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</u></p> <p><u>(4) 個別銀行に関するデータベースの整備</u> <u>銀行台帳については、様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-1-2(4)により、毎年6月末日現在にて作成するものとし、当該銀行に関し参考となるべき資料等を適宜添付するものとする（以下Ⅲ-1において「銀行台帳等」という。）。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合や中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。</u> <u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅲ-1-3 品質管理</u></p> <p><u>検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。</u></p> <p><u>そのため、総合政策局・監督局関係幹部において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集やヒアリング、対話にあたり、銀行に重複徴求等の過大な負担をかけないよう、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあたり、依頼内容が明確か、各行の違い・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。</u> ・ <u>特性把握にあたり、各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みに陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。</u> ・ <u>優先課題の洗い出しにあたり、各行固有の実情に応じた経営上の実質</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携</p> <p>（１）～（３） （略）</p> <p>Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携</p> <p>検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。</p> <p>Ⅲ－１－３－１ 検査・監督連携会議の開催</p>	<p><u>的な重要課題に着目できているか。また、他の銀行や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落としていないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。</u> ・ <u>報告徴求にあたり、当局の課題認識を銀行に丁寧に説明しているか。</u> ・ <u>上記Ⅲ－１－２（２）③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。</u> ・ <u>モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。</u> ・ <u>モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができているか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか</u> <p><u>その際、モニタリング全般に関する意見申出制度に加え、幹部が銀行を訪問し、銀行から直接モニタリングについての意見を聞くなど、銀行からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。</u></p> <p><u>また、銀行及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。</u></p> <p>Ⅲ－１－４ 監督部局間における連携</p> <p>（１）～（３） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>（１）オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。</u> <u>本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか必要に応じて適宜開催することとする。</u></p> <p><u>（２）本会議において監督部局は、検査部局に対して、銀行の経営状況全般、当面の監督課題、規制の創設・改廃など検査に当たって必要な情報の提供を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>（注）必要に応じ、Ⅲ－１－３－２に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。</u></p> <p><u>（３）なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。</u></p>	
<p><u>Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前</u></p> <p><u>（１）個別銀行に対する検査着手に当たって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督担当課）は、検査班の主任検査官に対し、当該銀行の現状等についての説明を行うものとする。</u></p> <p><u>（２）銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。</u></p> <p><u>① 前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き（他行との提携、増資、経営陣の交替等）</u></p> <p><u>② 直近決算の分析結果</u></p> <p><u>③ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</u></p> <p><u>④ 各種ヒアリングの結果</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>⑤ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</p> <p>⑥ 監督部局として検査で重視すべきと考える点</p> <p>⑦ その他</p> <p>（3）なお、合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等についても併せて説明を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</p> <p>（1）検査結果通知書の交付日と原則として同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目毎に短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき（預金口座名寄せのためのデータの整備、付保預金と非付保預金の区分管理、預金等の変動データ（入出金明細ファイル）作成のためのシステム整備等、相殺・預金等債権の買取り（概算払）の準備（手順書・マニュアルの整備等）の状況等（以下「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」という。）の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び（4）において同じ。）求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－３（1）参照）（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。）。</p> <p>ただし、検査結果通知書の中に、下記①から③に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、下記（2）（注1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③の各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。</p> <p>① 検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合</p> <p>上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策及びこれらを</p>	<p>（削除）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>効果的に実施するための態勢整備（内部監査態勢も含む。）についても併せて報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>イ. 信用リスクの場合には、例えば、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの活用等によるリスク管理態勢の強化等。</u></p> <p><u>ロ. システムリスクの場合には、例えば、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等。特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等。</u></p> <p>② <u>検査結果通知書の中に法令等遵守態勢に関する重大な指摘がある場合</u> <u>上記の改善・対応策の中で、特定の問題事例の発生原因を分析している場合には、銀行における内部管理態勢上の問題点も含めて報告を求める。また、今後の対応については、効果的な銀行内部のけん制機能（内部監査態勢を含む。）の整備、必要に応じ外部けん制機能の効果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。</u></p> <p>③ <u>検査結果通知書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合</u> <u>イ. 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等について特に詳細な報告を求めるものとする。</u> <u>ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあっては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</u> <u>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>監査法人の見解を文書で添付することを求める。</u> <u>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</u></p> <p><u>（注）銀行の決算は、銀行が自己責任で作成し、監査法人の監査を受けるべきものであり、当局が事前に指示・関与等することとはなく、その権限もないことに留意する必要がある。また、銀行からの報告書の提出により、当該銀行に当局が決算について了承したとの認識を与えないよう留意する必要がある。上記口. の取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されているか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。</u></p> <p><u>（2）検査結果通知後、上記（1）の報告書の提出を受ける前（注1）に、検査結果通知書の審査担当者等（注2）から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。）。</u></p> <p><u>（注1）上記（1）ただし書の規定に基づき、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定める場合には、上記（1）の報告を求める前に、審査担当者等からの説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>（注2）原則として審査担当者とするが、立入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。（3）において同じ。</u></p> <p><u>（3）上記（1）の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等（注）の出席を原則として確保するものとする。また、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係るヒアリングに当たっては、預金保険法第137条に基づく立</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>入検査チェック項目（「預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」）も参考にするものとする（様式・参考資料集編 資料 3 参照）。</u></p> <p><u>（注）財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、財務局検査担当審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。</u> <u>また、特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している銀行に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあつては、検査局・財務局いずれの検査においても当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。</u></p> <p><u>（4）検査結果及び法第 24 条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 24 条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</u> <u>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令（付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第 26 条に基づく業務改善命令及び預金保険法第 58 条の 3 第 2 項に基づく是正命令）を発出するものとする。</u></p> <p><u>（5）財務局金融監督担当課は監督局担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査局との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
Ⅲ－１－ <u>3</u> － <u>4</u> 預金保険機構が行う検査との連携 （略）	Ⅲ－１－ <u>5</u> 預金保険機構が行う検査との連携 （略）
Ⅲ－１－ <u>4</u> 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任（略）	Ⅲ－１－ <u>6</u> 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任（略）
Ⅲ－１－ <u>5</u> 個別銀行に関する行政報告等 <u>(1) 個別銀行に関するデータベースの提出</u> <u>Ⅲ－１－１－２（４）の要領により整備した個別銀行に関するデータベースについては、銀行台帳等を7月末日までに監督局長宛て提出するものとする。</u>	Ⅲ－１－ <u>7</u> 個別銀行に関する行政報告等 <u>(削除)</u>
<u>(2) 決算等に関する提出資料</u> （略）	<u>(1) 決算等に関する提出資料</u> （略）
<u>(3) 行政報告</u> （略）	<u>(2) 行政報告</u> （略）
<u>(4) 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について</u> （略）	<u>(3) 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について</u> （略）
Ⅲ－１－ <u>6</u> 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）（略）	Ⅲ－１－ <u>8</u> 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）（略）
Ⅲ－１－ <u>7</u> 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点 （略）	Ⅲ－１－ <u>9</u> 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点 （略）
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>(別紙●)「立入検査の基本的手続」</u> <u>(別紙●－２)「重要事項一覧」</u>
Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
Ⅲ－３－ <u>4</u> グレーゾーン解消制度	Ⅲ－３－ <u>4</u> グレーゾーン解消制度
産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令	産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総務企画局政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総務企画局政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総務企画局政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。 （注）財務局においては、照会書及びその写しを<u>金融庁総務企画局政策課</u>に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するもの限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>（2）照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう</p>	<p>（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。 （注）財務局においては、照会書及びその写しを<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するもの限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>（2）照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担となら</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規</p>	<p>ないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>（１）銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。</p> <p>法第 20 条の公告は、会社法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される中間事業年度及び事業年度に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 7 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p><u>（注）「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「再生法」という。）により資産の査定の公表が義務付けられていることにも留意する。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>（１）銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。</p> <p>法第 20 条の公告は、会社法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される中間事業年度及び事業年度に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 7 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（２）「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 金融商品取引法上の開示 (略)</p> <p>(3) 任意開示 (略)</p> <p>(4) 会計基準 (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを</p>	<p>132号、以下「再生法」という。)に基づく開示</p> <p><u>再生法第6条に基づく資産査定の結果は、内閣総理大臣に報告されるとともに、同法第7条の規定により公表されることとなっている。さらに、同法第78条及び第86条の規定により、内閣総理大臣に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。</u></p> <p><u>なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第143号)第3条第2項第1号の規定により、再生法第6条第2項に規定する基準に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び銀行持株会社等である。</u></p> <p>(3) 金融商品取引法上の開示 (略)</p> <p>(4) 任意開示 (略)</p> <p>(5) 会計基準 (略)</p> <p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ロ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（４）の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>a. ～ g. （略）</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(注) 債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p>ロ. 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ（４）の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>a. ～ g. （略）</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五 特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分すること。</u></p> <p><u>六 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されているこ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の<u>債務者区分が正常先</u>となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長１年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注１）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。 <p>（注２）「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特</p>	<p>と。</p> <p>ハ、過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の<u>業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態</u>となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注１）抜本的な（注２）経営再建計画（注３）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注４）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長１年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注５）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長１年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注１）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。<u>ただし、債務者が中小企業であって、その進捗状況が概ね１年以上順調に進捗している場合には、その計画は「実現可能性の高い」計画であると判断して差し支えない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。 <p>（注２）「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p>	<p>質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、Ⅲ-4-9-4-4③における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。</p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。<u>例えば、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき（他の金融機関（政府系金融機関等を含む。）が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。）は、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注5)「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、銀行と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p>Ⅲ－４－９－４－４ 再生法開示債権の開示区分</p> <p><u>再生法施行規則第4条に定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である（再生法第6条第2項参照）。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</u></p> <p><u>(注) 以下の区分における債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券（再生法施行規則第4条第1項に掲げる「欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）」をいう。）、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）、支払承諾見返）をいう。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>① <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</u> <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定調停法の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。</u> <u>具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞（原則として6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。）している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。</u> <u>このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。</u></p> <p>② <u>危険債権</u> <u>危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）に対する債権である。</u></p> <p><u>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。</u></p> <p><u>なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを満たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。</u></p> <p><u>イ. 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p><u>ロ. 当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題が</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>ある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p>③ 要管理債権</p> <p><u>要管理債権とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」をいう。</u></p> <p><u>なお、形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三ヶ月以上延滞している債権も、要管理債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないか等により判断する。</u></p> <p><u>金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない（当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）。</u></p> <p><u>なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p><u>また、債務者が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>して概ね8割に満たない）場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である（ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない）。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</u></p> <p><u>このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。</u></p> <p><u>本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画的に適用すべきものではない。</u></p> <p><u>イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。</u></p> <p><u>ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</u></p> <p><u>ロ. 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。</u></p> <p><u>ハ. 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－９－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、</p>	<p>を行うことが合意されていること。</p> <p>ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。</p> <p>二. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。</p> <p>ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。</p> <p>なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。</p> <p>④ 正常債権</p> <p>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権」をいう。</p> <p>なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。</p> <p>Ⅲ－４－９－４－５ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>（注）Ⅲ－４－９－４－４は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－４－５ 報酬体系の開示（施行規則第19条の2第1項第6号、第19条の3第4号及び第34条の26第1項第5号関係） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－４－６ 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号二、第19条の5、第34条の26第1項第4号二及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－６ 監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、<u>その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、検査部局による検査結果通知後、法第24条に基づく報告を求め（Ⅲ－１－３－３（１）参照）、</u>正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法</p>	<p>開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>（注）Ⅲ－４－９－４－<u>５</u>は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－４－<u>６</u> 報酬体系の開示（施行規則第19条の2第1項第6号、第19条の3第4号及び第34条の26第1項第5号関係） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－４－<u>７</u> 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号二、第19条の5、第34条の26第1項第4号二及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行） （略）</p> <p>Ⅲ－４－９－６ 監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来たと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する。</p>	
<p>(3)、(4) (略)</p>	<p>(3)、(4) (略)</p>
<p>Ⅲ-4-1-1 銀行持株会社</p>	<p>Ⅲ-4-1-1 銀行持株会社</p>
<p>Ⅲ-4-1-1-2 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ-4-1-1-2 主な着眼点</p>
<p>銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。</p>	<p>銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準じるほか、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p>
<p>(1)～(13) (略)</p>	<p>(1)～(13) (略)</p>
<p>Ⅲ-4-1-1-3 監督手法・対応</p>	<p>Ⅲ-4-1-1-3 監督手法・対応</p>
<p>(1) 子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行と併せて行うものとする（Ⅲ-1-2 (3) を参照）。</p>	<p>(1) 子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行と併せて行うものとする（Ⅲ-1-4 (3) を参照）。</p>
<p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(2)、(3) (略)</p>
<p>Ⅲ-6 行政処分を行う際の留意点</p>	<p>Ⅲ-6 行政処分を行う際の留意点</p>
<p>Ⅲ-6-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p>	<p>Ⅲ-6-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p>
<p>Ⅲ-6-1-2 法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p>	<p>Ⅲ-6-1-2 法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ-1-3-3(2)、(3)により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取り組み状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>	<p>(2) 法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した改善への取り組み状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>
<p>IV 銀行代理業</p>	<p>IV 銀行代理業</p>
<p>IV-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>	<p>IV-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>
<p>IV-3-1 一般的な事務処理</p>	<p>IV-3-1 一般的な事務処理</p>
<p>IV-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p>	<p>IV-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p>
<p>(1) 監督手法 銀行代理業者の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。 その際には、IV-1及びIV-2を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売（融資）や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。 また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p>	<p>(1) 監督手法 銀行代理業者の監督に当たっては、所属銀行に対するオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。 その際には、IV-1及びIV-2を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売（融資）や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。 また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(2) (略)	(2) (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>V-1-1 出資増強及び合併における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強及び合併に関する監督に当たっては、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強に関する監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>V-1-1-1 着眼点</p> <p>V-1-1-1-1 出資増強に関する着眼点</p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、協同組織金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求</p>	<p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の検査・監督に当たっては、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>V-1-1 出資増強及び合併における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強及び合併に関する監督に当たっては、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強に関する監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>V-1-1-1 着眼点</p> <p>V-1-1-1-1 出資増強に関する着眼点</p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度など、協同組織金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>めた場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあつては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p>	<p>計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあつては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>V-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>協同組織金融機関の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュールは、別紙6を目途に行うこととする。</u> <u>なお、協同組織金融機関に対するオフサイト・モニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施することを原則とするが、各財務局においては、効率的・効果的に行うよう努めるものとする。</u></p>	
<p><u>V-1-4-1 トップヒアリング</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>トップヒアリングにおいては、財務局幹部が、協同組織金融機関の経営者に対して、当該協同組織金融機関の経営戦略及び経営方針、理事会などの機能状況等に関しヒアリングを行うこととする。</u></p>	
<p><u>V-1-4-2 総合的なヒアリング</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>総合的なヒアリングにおいては、決算状況や財務上の課題についてヒアリングするとともに、各金融機関における経営戦略や意思決定が具体的にどのような施策として取り込まれ、また、その取組みの実施状況がどのように分析・評価されているかといった観点から収益管理態勢等をヒアリングすることにより、財務内容的な把握と収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。なお、ヒアリングの実施時期は別紙6を目途に行うこととするが、必要に応じ、臨機のヒアリングを実施することとする。</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>V-1-4-3 内部監査ヒアリング等</u></p> <p><u>協同組織金融機関のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、協同組織金融機関の内部監査部門から、年1回（原則として4月頃を目途とするが、それ以外の時期に行なうことを妨げない。）ヒアリングを実施することとする。その際、協同組織金融機関の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</u></p> <p><u>また、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機関の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>V-1-4-4 9月末における財務内容ヒアリング</u></p> <p><u>協同組織金融機関は法令上中間決算が義務付けられていないが、金融機関が自ら実施する半期情報開示の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容や財務上の課題を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>V-1-4-5 中央機関に対するオフサイト・モニタリングについて</u></p> <p><u>中央機関に対するオフサイト・モニタリングについては、金融庁監督局において、以下のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 決算ヒアリング</u> <u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(2) 総合的なヒアリング</u> <u>中央機関の決算状況等を踏まえた業務再構築に向けた取組み状況、資本政策の状況等に加え、傘下金融機関の地域密着型金融の取組みや経営力の強化に向けた取組みに係る各種業務支援・補完に対する取組み状況、今後の方向性等について、年2回（6月及び12月を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(3) リスク管理ヒアリング</u> <u>中央機関のリスク管理の現状、課題、方向性等に加え、傘下金融機関に対する市場リスク管理等に係る支援・補完に対する取組み状況、今後の方向性等について、年2回（3月及び9月を目途）ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(4) 内部監査ヒアリング</u> <u>中央機関のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、中央機関の内部監査部門から、原則として年1回（4月を目途）ヒアリングを実施することとする。その際、中央機関の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</u></p> <p><u>(5) 随時のヒアリング</u> <u>中央機関・業態全体の業績の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢や業態に対する利用者の姿勢の変化等、中央機関・業態を取り巻く動向、様々な状況変化に応じて、随時ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-5において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （略）</p>	<p>V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-4において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V-1-<u>5</u>-1（2）において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（注1）～（注2） （略）</p> <p>V-1-<u>5</u>-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3）金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等（金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-<u>5</u>-7（2）④において同じ。）でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、</p>	<p>(2) 府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V-1-<u>4</u>-1（2）において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（注1）～（注2） （略）</p> <p>V-1-<u>4</u>-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3）金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 基準適合金融機関等（金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-<u>4</u>-7（2）④において同じ。）でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>
<p>V-1-<u>5</u>-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>V-1-<u>4</u>-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>V-1-<u>5</u>-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成20年12月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成20年12月施行）の施行前に改正法（平成20年12月施行）第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成25年3月29日適用）による監督指針V-1-5-1を除き、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</p>	<p>V-1-<u>4</u>-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成20年12月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成20年12月施行）の施行前に改正法（平成20年12月施行）第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成25年3月29日適用）による監督指針V-1-5-1を除き、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</p>
<p>V-1-<u>5</u>-5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p> <p>府令第93条第2号ハの「中小規模事業者等」については、V-1-<u>5</u>-1(1)を参照すること。</p>	<p>V-1-<u>4</u>-5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</p> <p>府令第93条第2号ハの「中小規模事業者等」については、V-1-<u>4</u>-1(1)を参照すること。</p>
<p>V-1-<u>5</u>-6 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p>	<p>V-1-<u>4</u>-6 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>府令第94条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により適切に資産の査定がされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みの日前1年以内の一定の日の資産の査定について、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであること又は、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>V-1-<u>5</u>-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>V-1-<u>5</u>-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 収益性の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 協同組織金融機能強化方針の始期（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下V-1-<u>5</u>-8において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ.において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融</p>	<p>府令第94条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により適切に資産の査定がされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みの日前1年以内の一定の日の資産の査定について、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであること又は、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>V-1-<u>4</u>-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>V-1-<u>4</u>-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>① 収益性の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 協同組織金融機能強化方針の始期（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下V-1-<u>4</u>-8において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ.において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>ロ. 2事業年度連続で上記イ. の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>5</u>-9 震災特例金融機関等（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>5</u>-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> <p>ロ. 2事業年度連続で上記イ. の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が2事業年度連続で当該収益性指標の目標を3割以上下回った場合であって、金融機能強化法第34条の4第1項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、協同組織金融機能強化方針に基づいた優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>4</u>-9 震災特例金融機関等（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>4</u>-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-1-<u>5</u>-1 1 特定震災特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p> <p>特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画（金融機能強化法附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第 28 条第 1 項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>V-1-<u>4</u>-1 1 特定震災特例協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取り等の決定に関する留意事項</p> <p>特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画（金融機能強化法附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における金融機能強化法第 28 条第 1 項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>V-1-<u>5</u>-1 2 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改善した旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等（金融機能強化法附則第 13 条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）が特別経営強化計画（金融機能強化法附則第 16 条第 1 項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における同法附則第 16 条第 3 項に規定する経営が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>V-1-<u>4</u>-1 2 特別対象協同組織金融機関等に係る経営が改善した旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等（金融機能強化法附則第 13 条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）が特別経営強化計画（金融機能強化法附則第 16 条第 1 項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における同法附則第 16 条第 3 項に規定する経営が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>
<p>V-1-<u>5</u>-1 3 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等が資本整理等実施要綱（金融機能強化法附則第 17 条第 1 項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合における金融機能強化法附則第 17 条第 2 項に規定する事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>V-1-<u>4</u>-1 3 特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項</p> <p>特別対象協同組織金融機関等が資本整理等実施要綱（金融機能強化法附則第 17 条第 1 項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合における金融機能強化法附則第 17 条第 2 項に規定する事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-1-<u>5</u>-14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置 特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①～② (略)</p> <p>③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、V-1-<u>5</u>-10(2)を参照すること。</p> <p>V-1-<u>5</u>-15 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p> <p>府令附則第36条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>V-1-<u>5</u>-16 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p>	<p>V-1-<u>4</u>-14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>(1) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置 特定震災特例協同組織金融機関が特定震災特例経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①～② (略)</p> <p>③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、V-1-<u>4</u>-10(2)を参照すること。</p> <p>V-1-<u>4</u>-15 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</p> <p>府令附則第36条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</p> <p>V-1-<u>4</u>-16 金融機能強化法附則第22条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>5</u>-17 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>V-1-<u>6</u> 準用一覧表</p> <p>協同組織金融機関も預金取扱金融機関であり、経営の健全性について預金者からの信認が得られなければ安定的な経営は維持できず、また、会員・組合員に対する与信機能も十分に果たし得ない。</p> <p>従って、協同組織金融機関の監督に当たっては、多くの場面で、地域銀行に対する監督に準じた対応をすることとなるが、協同組織金融機関における監督指針の適用状況・準用状況等を整理すれば、<u>別紙 7</u>のとおりとなる。</p>	<p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>V-1-<u>4</u>-17 金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 22 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>V-1-<u>5</u> 準用一覧表</p> <p>協同組織金融機関も預金取扱金融機関であり、経営の健全性について預金者からの信認が得られなければ安定的な経営は維持できず、また、会員・組合員に対する与信機能も十分に果たし得ない。</p> <p>従って、協同組織金融機関の監督に当たっては、多くの場面で、地域銀行に対する監督に準じた対応をすることとなるが、協同組織金融機関における監督指針の適用状況・準用状況等を整理すれば、<u>別紙 6</u>のとおりとなる。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行

改 正 後

業態別の準用一覧表

(別紙7)

(摘要:○印...銀行規定を準用、●印...協同組織で書き下ろし、×印...準用せず、(協)...協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
I 基本的考え方			
I-1 金融監督に関する基本的考え方	○	○	○
I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	○	○	○
I-3 監督指針策定の趣旨	○	○	○
II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理(ガバナンス)	○	○	○
II-2 財務の健全性等			
II-2-1 自己資本(早期是正措置)	○	○	○
II-2-2 統合的なリスク管理等	○	○	○
II-2-3 収益性	○	○	○
II-2-4 信用リスク	○	○	○
II-2-5 市場リスク	○	○	○
II-2-6 流動性リスク	○	○	○
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出手続等	×	×	×
(協) V-1-1 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-6 不適切な取引等	○	○	○
II-3-2 利用者保護等			
II-3-2-1 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢	○	○	○
II-3-2-2 顧客の誤認防止等	○	○	○
II-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢	○	○	○
II-3-2-4 外部委託	○	○	○
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	○	○	○
II-3-2-6 相談・苦情等への対応(金融ADR制度への対応も含む)	○	○	○
II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク			
II-3-4-1 システムリスク	○	○	○
(協) V-1-2 システム障害発生時等における留意点	●	●	●
II-3-4-2 ATMシステムのセキュリティ対策	○	○	○
II-3-4-3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	○	○	○
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○
II-4 金融仲介機能の発揮	○	○	○
II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
II-10 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等	○	○	○
II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等	○	○	○
II-12 秩序ある処理等の円滑な実施の確保	○	○	○

業態別の準用一覧表

(別紙6)

(摘要:○印...銀行規定を準用、●印...協同組織で書き下ろし、×印...準用せず、(協)...協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
I 基本的考え方			
I-1 金融検査・監督に関する基本的考え方	○	○	○
I-2 中小・地域金融機関向け監督指針策定の趣旨	○	○	○
I-3 中小・地域金融機関向け監督指針の位置付け	○	○	○
I-4 他の監督指針等との関係	○	○	○
II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理(ガバナンス)	○	○	○
II-2 財務の健全性等			
II-2-1 自己資本(早期是正措置)	○	○	○
II-2-2 統合的なリスク管理等	○	○	○
II-2-3 収益性	○	○	○
II-2-4 信用リスク	○	○	○
II-2-5 市場リスク	○	○	○
II-2-6 流動性リスク	○	○	○
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出手続等	×	×	×
(協) V-1-1 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-6 不適切な取引等	○	○	○
II-3-2 利用者保護等			
II-3-2-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢	○	○	○
II-3-2-2 顧客の誤認防止等	○	○	○
II-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢	○	○	○
II-3-2-4 外部委託	○	○	○
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	○	○	○
II-3-2-6 相談・苦情等への対応(金融ADR制度への対応も含む)	○	○	○
II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク			
II-3-4-1 システムリスク	○	○	○
(協) V-1-2 システム障害発生時等における留意点	●	●	●
II-3-4-2 ATMシステムのセキュリティ対策	○	○	○
II-3-4-3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	○	○	○
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○
II-4 金融仲介機能の発揮	○	○	○
II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
II-10 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等	○	○	○
II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等	○	○	○
II-12 秩序ある処理等の円滑な実施の確保	○	○	○

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行

改 正 後

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
III-1 一般的な事務処理			
III-1-1 監督事務の流れ			
III-1-1-1 一般的な監督事務の流れ	○	○	○
III-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	○※3	○※3	○※3
(協) V-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●
III-1-2 監督部局間における連携	●	●	●
III-1-3 検査部局等との連携	○	○	○
III-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
III-1-5 個別銀行に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
III-1-6 災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)	○	○	○
III-1-7 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
III-2 銀行に関する苦情・情報提供等			
III-2-1 相談・苦情を受けた場合の対応	○	○	○
III-2-2 金融サービス利用者相談室との連携	○	○	○
III-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し洗り・貸し割がしとして提供された情報に係る監督上の対応	○	○	○
III-2-4 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	○	○	○
III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
III-3-1 照会を受ける内容の範囲	○	○	○
III-3-2 照会に対する回答方法	○	○	○
III-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	○	○	○
III-3-4 グレーゾーン解消制度	○	○	○
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-1 営業拠点等の取扱い	○	○	○
III-4-2 「その他付随業務」等の取扱い	○	○	○
III-4-3 預金等の取扱い	○	○	○
III-4-4 大口信用供与	○	○	○
III-4-5 アームズ・レングス・ルール	○	○	○
III-4-6 自己資本比率の計算	○	○	○
III-4-7 子会社等	○	○	○
III-4-8 議決権の取得制限	○	○	○
III-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	一部○	一部○	一部○
III-4-9-1 意義	○	○	○
III-4-9-2 財務報告に係る内部統制	●	●	●
III-4-9-3 銀行に求められる開示の類型	●	●	●
III-4-9-4 開示に当たっての留意事項	○	○	○
III-4-9-5 主な着眼点	○	○	○
III-4-9-6 監督手法・対応	○	○	○
III-4-10 合併等	○	○	○
III-4-11 銀行持株会社	×	×	×
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
III-4-13 銀行主要株主	×	×	×
III-4-14 予備審査	○	○	○
III-4-15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
(協) V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
III-5 行政指導等を行う際の留意点等	○	○	○
III-6 行政処分を行う際の留意点	○	○	○
IV 銀行代理業	○※4	○※4	○※4

※1 「II-3-6-2(15) 銀行持株会社による統括機能」を除く
 ※2 業域・職域信組を除く
 ※3 「III-1-1-2(3) 定期的なヒアリング」及び「III-1-1-2(4) 個別銀行に関するデータベースの整備」を除く
 ※4 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
III 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点			
III-1 検査・監督事務に係る基本的考え方			
III-1-1 検査・監督事務の進め方	○	○	○
III-1-2 検査・監督事務の具体的手法	○	○	○
III-1-3 品質管理	○	○	○
III-1-4 監督部局間における連携	●	●	●
III-1-5 預金保険機構が行う検査との連携	○	○	○
III-1-6 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×
III-1-7 個別銀行に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○
III-1-8 災害における金融に関する措置(災害対策基本法等関係)	○	○	○
III-1-9 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○
III-2 銀行に関する苦情・情報提供等			
III-2-1 相談・苦情を受けた場合の対応	○	○	○
III-2-2 金融サービス利用者相談室との連携	○	○	○
III-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し洗り・貸し割がしとして提供された情報に係る監督上の対応	○	○	○
III-2-4 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	○	○	○
III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応			
III-3-1 照会を受ける内容の範囲	○	○	○
III-3-2 照会に対する回答方法	○	○	○
III-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	○	○	○
III-3-4 グレーゾーン解消制度	○	○	○
III-4 銀行法等に係る事務処理			
III-4-1 営業拠点等の取扱い	○	○	○
III-4-2 「その他付随業務」等の取扱い	○	○	○
III-4-3 預金等の取扱い	○	○	○
III-4-4 大口信用供与	○	○	○
III-4-5 アームズ・レングス・ルール	○	○	○
III-4-6 自己資本比率の計算	○	○	○
III-4-7 子会社等	○	○	○
III-4-8 議決権の取得等の制限	○	○	○
III-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	一部○	一部○	一部○
III-4-9-1 意義	○	○	○
III-4-9-2 財務報告に係る内部統制	●	●	●
III-4-9-3 銀行に求められる開示の類型	●	●	●
III-4-9-4 開示に当たっての留意事項	○	○	○
III-4-9-5 主な着眼点	○	○	○
III-4-9-6 監督手法・対応	○	○	○
III-4-10 合併等	○	○	○
III-4-11 銀行持株会社	×	×	×
III-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○
III-4-13 銀行主要株主	×	×	×
III-4-14 予備審査	○	○	○
III-4-15 産業競争力強化法に関する銀行の留意事項	×	×	×
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
(協) V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
III-5 行政指導等を行う際の留意点等	○	○	○
III-6 行政処分を行う際の留意点	○	○	○
IV 銀行代理業	○※3	○※3	○※3

※1 「II-3-6-2(15) 銀行持株会社による統括機能」を除く
 ※2 業域・職域信組を除く
 ※3 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p><u>V-3-3 信用金庫台帳</u></p> <p><u>財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-3-3参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>V-3-4 信用金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、信用金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-3-5 財務報告における内部統制</p> <p>信用金庫においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p> <p>なお、有価証券報告書の提出者である信用金庫等においては、代表者が上記確認を行った旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付することが求められている。また、金融商品取引法の施行に伴い、金融商品取引所に優先出資証券を上場している信用金庫等においては、平成20年4月1日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、四半期報告書等と併せて</p>	<p>V-3 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）の<u>検査・監督</u>に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>V-3-3 信用金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、信用金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-3-4 財務報告における内部統制</p> <p>信用金庫においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p> <p>なお、有価証券報告書の提出者である信用金庫等においては、代表者が上記確認を行った旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付することが求められている。また、金融商品取引法の施行に伴い、金融商品取引所に優先出資証券を上場している信用金庫等においては、平成20年4月1日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、四半期報告書等と併せて</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書（内部統制報告書）についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。</p> <p>V-3-6 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第 132 条及び第 133 条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第 90 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、信用金庫法施行規則第 135 条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-3-7 監督指針の準用</p> <p>V-3-7-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p>	<p>提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書（内部統制報告書）についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と併せて提出する必要がある。</p> <p>V-3-5 信用金庫等に求められる開示の類型</p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第 132 条及び第 133 条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第 90 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 21 条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、信用金庫法施行規則第 135 条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-3-6 監督指針の準用</p> <p>V-3-6-1</p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、III-1-4、III-1-6、III-1-7（1）及び（2）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-3-7-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>II-2-6-4</u>又は<u>III-4-9-4-5</u>において、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」とあるのは「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」と、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」とあるのは「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ホ、第133条第3号ニ並びに第135条第1項及び第2項の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」と読み替える。</p> <p>(5)～(8)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の<u>監督</u>に当たって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p><u>V-4-3 信用協同組合台帳</u></p> <p><u>財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（様式・参考資料編様式V-4-3参照）を6月末現在にて作成するものとし、その写1部を7</u></p>	<p>V-3-6-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>II-2-6-2</u>又は<u>III-4-9-4-7</u>において、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」とあるのは「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」と、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」とあるのは「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ホ、第133条第3号ニ並びに第135条第1項及び第2項の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」と読み替える。</p> <p>(5)～(8)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の<u>検査・監督</u>に当たって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</u> <u>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>V-4-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点</p> <p>信用協同組合に関して、信用リスク改善措置によるヒアリング等を行うにあたり、中企法第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含む信用協同組合がある場合には、同措置の枠組みとは別に、以下の点についても十分にヒアリングするものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>V-4-5 信用協同組合等の事務所</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、中企法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-4-6 財務報告における内部統制</p> <p>信用協同組合等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p> <p>V-4-7 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定</p>	<p>V-4-3 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点</p> <p>信用協同組合に関して、信用リスク改善措置によるヒアリング等を行うにあたり、中企法第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含む信用協同組合がある場合には、同措置の枠組みとは別に、以下の点についても十分にヒアリングするものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>V-4-4 信用協同組合等の事務所</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、中企法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-4-5 財務報告における内部統制</p> <p>信用協同組合等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p> <p>V-4-6 信用協同組合等に求められる開示の類型</p> <p>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第69条及び第70条で明確に定</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、協金法施行規則第72条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-4-8 監督指針の準用</p> <p>V-4-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2（15）、Ⅲ-1-1-2（3）及び（4）、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5（1）、（2）及び（3）、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-13、Ⅲ-4-16並びにⅣ-5-2-4を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V-4-8-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p>	<p>められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、協金法施行規則第72条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-4-7 監督指針の準用</p> <p>V-4-7-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2（15）、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-7（1）及び（2）、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-13、Ⅲ-4-16並びにⅣ-5-2-4を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ-5については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V-4-7-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-4-9 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第9号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会</p> <p>労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p>V-5-2 労働金庫台帳</p> <p><u>財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳（様式・参考資料編 様式V-5-2参照）を6月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</u></p> <p><u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>V-5-3 労働金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、労働金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-5-4 財務報告における内部統制</p> <p>労働金庫等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p>	<p>V-4-8 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第9号に定める届出等について（金融商品取引法施行時より適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会</p> <p>労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）の検査・監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>V-5-2 労働金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、労働金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>V-5-3 財務報告における内部統制</p> <p>労働金庫等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-5-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第 114 条及び第 115 条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第 100 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、労働金庫法施行規則第 117 条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-5-6 監督指針の準用</p> <p>V-5-6-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-5、III-1-1-2（3）及び（4）、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p>	<p>V-5-4 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第 114 条及び第 115 条で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第 100 条の 3 により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、また、そのうち特に重要なもの等については、労働金庫法施行規則第 117 条に基づき、定期的な開示に努めなければならないこととされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>V-5-5 監督指針の準用</p> <p>V-5-5-1</p> <p>労働金庫等に関して、本監督指針 I から IV まで（II-3-1-5、II-3-6-2（15）、II-5、III-1-4、III-1-6、III-1-7（1）及び（2）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-13、III-4-16 並びに IV-5-2-4 を除く。）及び様式（4-10-1-1～4-10-3-2 を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-2 を準用することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>V-5-<u>6</u>-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>V-5-<u>5</u>-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>